

公益社団法人兵庫県看護協会 研修受講規約

(テレビ会議システム活用研修含む)

(趣旨)

第1条 この受講規約(以下「本規約」という。)は、公益社団法人兵庫県看護協会(以下「本会」という。)が実施する研修(以下「本研修」という。)を受講するにあたっての受講者と本会との契約条件を規定するものです。ただし、資格認定教育・専任教員養成研修等は、本規約に含まれません。

(本規約の承諾)

第2条 本会の研修の受講申込をした者(以下「申込者」という。)は、本規約の内容を承諾したものとみなします。

(本研修の実施)

第3条 本会は、受講者に対し、第4条で定める受講料を対価として、本会が別途定める研修内容により本研修を実施するものとします。

2 本会は会員・非会員の受講機会の拡大と、看護職の資質向上のためにテレビ会議システム活用研修を実施している旨を講師に伝え、協力を得るものとする。

(受講料等)

第4条 申込者は、本会が発行する受講可否通知書を受領後、指定振込み期間内に通知書に記載の方法により本会が提示する受講料を支払うものとします。ただし、一部の受講料の異なる研修は、その都度お知らせします。

*受講料

研修日数	会員	非会員
1日(5.5時間) 10:00~16:30	4,000円×研修日数 (0.5日は2,500円で算定) 1.5日の場合6,500円	8,000円×研修日数 (0.5日は5,000円で算定) 1.5日の場合13,000円
1日(6時間) 9:30~16:30	4,500円×研修日数 (0.5日は2,500円で算定) 1.5日の場合7,000円	9,000円×研修日数 (0.5日は5,000円で算定) 1.5日の場合14,000円
0.5日 (午後3時間)	2,500円	5,000円

*研修によっては、時間設定および受講料が異なりますのでご注意ください。

*テレビ会議システム活用研修受講料

研修日数	会員	非会員
1日(5.5時間) 10:00~16:30	2,500円	8,000円
0.5日 (午後3時間)	1,500円	5,000円

(本研修の申込)

第5条 本研修の受講を希望する者は、本会の定める手続きに従って、受講の申込を行い、申込者の正確かつ最新の情報を申込書その他指定の書類に記載して提出するものとします。

2 申込者が、本研修を勤務先等の所属施設(以下「所属施設」という。)を通じて申込み場合、所属施設と申込者は、連帯して本規約に基づく義務を負うものとします。

(本研修受講の決定・変更)

第6条 本会は、別途定める選考基準に基づく受講申込の選考の結果、受講の可否を決定します。

- 2 研修受講の選考基準は、以下のとおりとします。
 - (1) 受講要件を満たしている者 (テレビ会議システム活用研修はこの基準のみとする)
 - (2) 申込書に記載された所属施設内の優先順位が上位の者ただし、研修によっては事前課題の内容も考慮し、受講決定します。
- 3 本会と申込者との受講契約 (以下「本契約」という。) は、受講料全額の入金を確認したときに有効に成立し、申込者は本規約の定めに従い受講資格を取得するものとします。
- 4 やむを得ない理由で受講者を変更する場合は、研修開催1週間前までに所定の手続きが必要です。ただし、受講者の変更ができない研修もあります。
- 5 受信施設、圏域に於いて定員を超える応募があった場合の対処は、受信施設、圏域の研修担当者が調整を行うものとする。 *会場の変更、受講可否の判断等

(個人情報利用と管理)

第7条 本会は、受講者の個人情報を以下の利用目的の範囲内でのみ利用し、利用目的以外で利用することはありません。

- (1) 本研修を受講する際の本人確認のため
 - (2) 本研修に関する事務手続き、連絡・情報提供等のため
 - (3) アンケートその他の方法により、本会の事業推進に資する情報を収集するため
- 2 本会は、提供いただいた個人情報を取り扱うにあたり、管理責任者を設置するなど、適切な情報管理を行います。なお、本会では、本研修に関する業務を円滑に遂行するため、当該業務を外部の第三者に委託することがあります。業務の性質上、外部の第三者に個人情報を提供する必要がある場合には、個人情報の取り扱いに関する管理基準を作成しているなど適正に事業運営を行っている委託先を選定し、当該委託先との間で個人情報の取り扱いに関する契約を締結します。

(講義内容に対する権利)

第8条 本研修の講義、演習等に含まれる一切の情報、著作権、商標権その他の一切の権利について、受講者は、これらの権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとします。

- 2 受講者は、本会、または講師や演者が明示的に許可をする場合を除き、録音、録画、撮影などで保存することはできないものとします。
- 3 受講者は、本研修受講に際して、他の受講者から取得した一切の個人情報について、いかなる第三者にも開示または漏洩してはならないものとします。本会は、受講者による他の受講者の個人情報の取り扱いについて一切の責任を負わないものとします。
- 4 受講者は、本会が同研修の教材等に使用するために受講者の発言等が教材の一部として使用されること、および、当該発言または映像に対する一切の権利 (著作権法第27条および第28条に定める権利を含む) が本会に帰属することを承諾するものとします。この場合において、本会は、受講者に対して報酬その他の一切の金銭的義務を負わないものとします。
- 5 本会は、教材用で使用することを明示した事前課題やアンケート等の提出を求めた場合、

第4項と同様、受講者に対し報酬その他一切の金銭的義務を負わないものとします。

(受講資格の中断・取消)

第9条 申込者が以下の項目に該当する場合、本会は、本契約を解除し、当該受講者の受講資格を停止することができるものとします。

- (1) 受講申込において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合
- (2) 受講要件に該当しない場合
- (3) 決定した申込者以外の者が受講する場合
- (4) 営利またはその準備を目的とした行為を行った場合
- (5) その他、本規約に違反した場合

2 本会は本条1項に該当する場合の外、受講者が研修の進行の妨げになると判断した場合は退席を命じることがあります。

(契約解除)

第10条 申込者は、本研修の申込の撤回をすることができます。ただし、一度入金された受講料の払い戻しはできません。また、申込の撤回その他の理由による不参加のために発生した宿泊費などのキャンセル料は申込者の負担とし、本会は一切の責任を負わないものとします。

(本研修の中止・中断および変更)

第11条 本会は、本研修の運営上または、講師の都合上、気象警報発令時等、やむを得ない場合は、本研修の運営を中止・中断・変更ができるものとします。

2 前項の場合には、中止時は受講料を返金し、変更時は、代替日を受講者に本会より連絡します。ただし、本会の責任は、本項に基づく支払い済の受講料の返金に限られるものとし、その他の一切の責任を負いません。

3 申込締切時点で、応募者数が定員に満たない場合は、本研修開催を中止する場合があります。本研修中止の場合は、別途連絡し、支払い済みの受講料は返金します。

4 当日にインターネット環境の不備により適切に配信できない事態が生じた場合は、配信を中止する場合があります。その場合は、受信施設の担当者に連絡し、受講料は返金します。

(研修修了証・参加証)

第12条 本研修を受講した場合、研修修了証・参加証を発行します。研修修了証の発行基準は、規定の出席時間の85%以上の出席が認められた者のみとします。ただし、診療報酬・介護報酬関連研修および他学会・団体等での規定がある場合は、その基準に準じて発行します。受講内容証明書が必要な研修は、研修修了証の裏面に所定の様式で記載する。

2 研修修了証は以下の研修とする。

- (1) 特定の専門分野における能力開発研修
- (2) 看護に関する新たな知識・技術・情報の習得
- (3) 診療報酬・介護報酬関連の知識・技術・情報の習得
- (4) 本会重点事業に関する知識・情報の習得
- (5) 委員会主催研修以外の公開講座
- (6) 支部研修

3 参加証は以下の研修とする。

- (1) 学会・研究会・報告会
- (2) 職能委員会・委員会等の研修および公開講座
- (3) 新入会員研修
- (4) 講演会

4 研修修了証・参加証の再交付は原則いたしません。やむをえない理由で再交付を希望される場合は、本会指定の「証明書交付申請書」を提出の上、所定の手続きをしていただきます。

(本会の責任)

第13条 本会は、故意または重過失に基づく場合を除き、研修または本規約に関連して受講者または第三者が被った特別損害（予見可能性の有無を問わない）、間接損害および逸失利益については何ら賠償責任を負わず、通常損害について、本会が当該受講者から現実に受領した受講料金の範囲内でのみ、損害賠償を負うものとします。

2 理由の如何を問わず、受講者が本会に物件を放置し、研修終了後1ヶ月以内に本会の定める手続きにより返還を請求しなかった場合、本会は受講者が当該物件に対する所有権その他の権利を放棄したものとみなして、これを任意に処分することができるものとし、当該物件に関して一切の責任を負わないものとします。ただし、支部研修や出前研修の場合はこの限りではありません。

(免責事項)

第14条 本会は、本研修および本研修を利用することで取得した情報の完全性・正確性・信頼性や、本研修を利用して掲載された情報を利用または信用したことによってもたらされる一切の結果について、受講者および第三者に対して責任を負いません。

(損害賠償)

第15条 受講者が本研修に起因または関連して、本会に対して損害を与えた場合、受講者は一切の損害を補償するものとします。

2 本研修に起因または関連して、受講者と他の受講者その他の第三者との間で紛争が生じた場合、受講者は自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、本会に生じた一切の損害を補償するものとします。

附則 本規約は 2013年12月3日より施行する
本規約は 2015年4月1日より一部改定する
本規約は 2016年4月1日より一部改定する
本規約は 2017年4月1日より一部改定する